

当ニュースレターでは直近の法改正や新政令・通達及び、税務・税関当局から直近で発行されたオフィシャルレターによる税務見解をダイジェストでご紹介させていただきます。

今回のニュースレターのテーマは以下の通りです。

1. 個人所得税 (PIT)
2. 法人税 (CIT)
3. 付加価値税 (VAT)
4. 外国契約者税 (FCWT)
5. トレーディング及び税関

※当資料は弊社によるニュースレターの要約版となります。詳細につきましては英語版又はベトナム語版の添付ニュースレターをご参照ください。



## 個人所得税 (PIT)

### ガイダンス

#### 課税所得が生じない個人、組織に対する個人所得税 (PIT) の申告

- 従業員に課税所得を支払っている組織や個人は、関連する個人所得税(PIT)の申告を月次/四半期ごとに行う必要がある。
- 組織や個人が従業員に支払う課税所得が存在しない場合、月次/四半期ごとの個人所得税の申告は必要はない。

( 税務総局発行の2021年7月1日付オ  
フィシャルレターNo. 2393/TCT-  
DNNCN )



### 新規定

#### コロナ禍における従業員及び雇用主を支援する政策

政府が発行した2021年7月1日付政令No. 68/NC - CP及び2021年7月7日付決定 No. 23/QĐ - TTgによると :

- 2021年7月1日から2022年6月30日までの12ヶ月間、労災保険、健康保険への拠出率を0%に引き下げる。  
これらの負担率の引き下げにより生じた保険料の減額分は、従業員のCovid-19予防のために使用される。
- 2021年4月以降、Covid-19の影響で企業が15%以上の人員削減を余儀なくされた際のその労働者の退職・遺族基金への拠出を一時的に停止する。
- 雇用主に対する、従業員の雇用維持訓練プログラムのための費用の支援
- Covid-19の影響により、労働契約が一時的に中断されたり、無給休暇を取得せざるを得ない従業員に対する支援(一回限り)。

- Covid-19の影響により一時的に休職することとなった労働者のための支援(一回限り)。

- Covid-19の影響により、労働契約の解除を余儀なくされた従業員のための支援(一回限り)。

\* 上記4、5、6については、妊娠中の女性従業員および6歳未満の子供を養育する女性従業員には、上記とは別に国家予算による追加手当が支給される。

- Covid-19に感染した子供のための支援
- Covid-19患者のための食事代の支援
- 公共事業(観光業及び芸術業)に関するサービスを提供する事業者に対する支援(一回限り)。
- 自営業を営む事業者への支援(一回限り)。
- 雇用主に対し、生産回復及び従業員への解雇手当を支払うための資金を金利0%で融資する。
- 雇用契約のない労働者(フリーランス)のための支援及びその他特定のケース

(政府発行の2021年7月1日付政令 No 68/NQ - CP及び2021年7月7日付決定 No 23/2021/QĐ - TTg)



### Contact us

Website: [deloitte.com/vn](https://www.deloitte.com/vn)

Email: [deloittevietnam@deloitte.com](mailto:deloittevietnam@deloitte.com)

*For reference only, not for distribution or sale*

## 法人税 (CIT)

### ガイダンス

#### 会社の方針に沿った定額の出張手当

オフィシャルレターによると、会社の財務規定や社内方針に沿って、会社が従業員に定額の出張手当を支給した場合、その費用は法人税 (CIT) 上損金参入可能となる。

(ハノイ税務局発行の2021年5月20日付オフィシャルレターNo.17322/CTHN-TTHT)

#### 複数年契約により受けた現金支援

企業が複数年契約によ現金支援を受けた場合、その支援が修理、保証、広告、宣伝を目的としたものではない場合には、法人税を申告・納付しなければならない。法人税計算のための課税所得の計算は一度に決定され、長期に渡って配分されるものではなく、その決定の時期は、企業がその支援を受けた時期となる。

(税務総局発行の2021年4月1日付オフィシャルレターNo.933/TCT-DNL)

#### 本社とは異なる省に所在する、販売及び収益がない、従属生産施設からの法人税優遇措置の対象と課税所得

企業は、従属会計単位の優遇措置対象活動から生じる収益、費用、課税所得を個別に計上しなければならない。

法人税の優遇措置対象の生産活動からの課税所得を個別に計上していない場合、当該課税所得は、課税所得総額に、優遇措置対象活動の収益または損金算入可能な費用の、当該年度の収益または損金算入可能な費用総額に対する割合を乗じて決定される。

(ビンズン省税務局発行の2021年6月25日付オフィシャルレターNo.10779/CTBDU-TTHT)



### Contact us

Website: [deloitte.com/vn](https://deloitte.com/vn)

Email: [deloittevietnam@deloitte.com](mailto:deloittevietnam@deloitte.com)

*For reference only, not for distribution or sale*

## 付加価値税 (VAT)



### ガイダンス

本社とは異なる省に所在する、販売及び収益がない、従属生産施設に対する付加価値税政策

1. 本社での原材料および完成品の請求書、伝票の使用：会社ごとのオペレーションや会計記録に応じて、企業は以下の種類の請求書、伝票のいずれかを使用することを選択する。

- VATインボイス
- 内部オーダーに関する内部配送書

2. VAT申告：会計記録を個別に管理していない生産施設は、本社でVATを申告し、以下の税率で所在地の税務当局にVATを納付する。

- 10%のVAT税率が適用される商品の場合は2%、または
- 5%のVAT税率が適用される商品の場合は1%。

納税者が本社で税金が発生しない場合は、生産施設のある省で税金を負担する必要はない。

(ビンズン省税務局発行の2021年6月25日付オフィシャルレター No.10779/CTBDU-TTHT)

本社と同じ省に所在しない投資プロジェクトのVAT申告

- 本社と同じ省に所在しない投資プロジェクトのVAT申告書は、そのプロジェクトが所在する税務当局に個別に提出しなければならない。
- また、新規投資プロジェクトが操業開始前であり、事業登録も税務登録もまだ行われていない場合、本社は規定通りにインプットVATを申告・控除しなければならない。新規プロジェクトが設立され、事業登録が完了した後、本社は、投資プロジェクトのインプットVATをまとめて新規設立された企業に移転する。

(ビンズン省税務局発行の2021年7月6日付オフィシャルレターNo.11220/CTBDU-TTHT)



### Contact us

Website: [deloitte.com/vn](https://www.deloitte.com/vn)

Email: [deloittevietnam@deloitte.com](mailto:deloittevietnam@deloitte.com)

*For reference only, not for distribution or sale*



## 外国契約者税 (FCWT)



### ガイダンス

#### 国境ゲートで納入される物品に伴うサービスに課される外国契約者税

外国契約者が、ベトナムの国境ゲートで引き渡される物品に、ベトナムで行われる据付サービスを付随させて提供する場合（外国契約者との契約により、物品の価値と据付サービスの価値が分離されている場合）、外国契約者の所得は、ベトナムの外国契約者税（以下、「FCWT」）の対象となる。

- 機械・設備の価値に対して：法人税率1%が適用される、輸入時にVATを全額支払った場合、VATの支払義務はない。
- 設置サービスの場合 法人税2%、VAT5%。

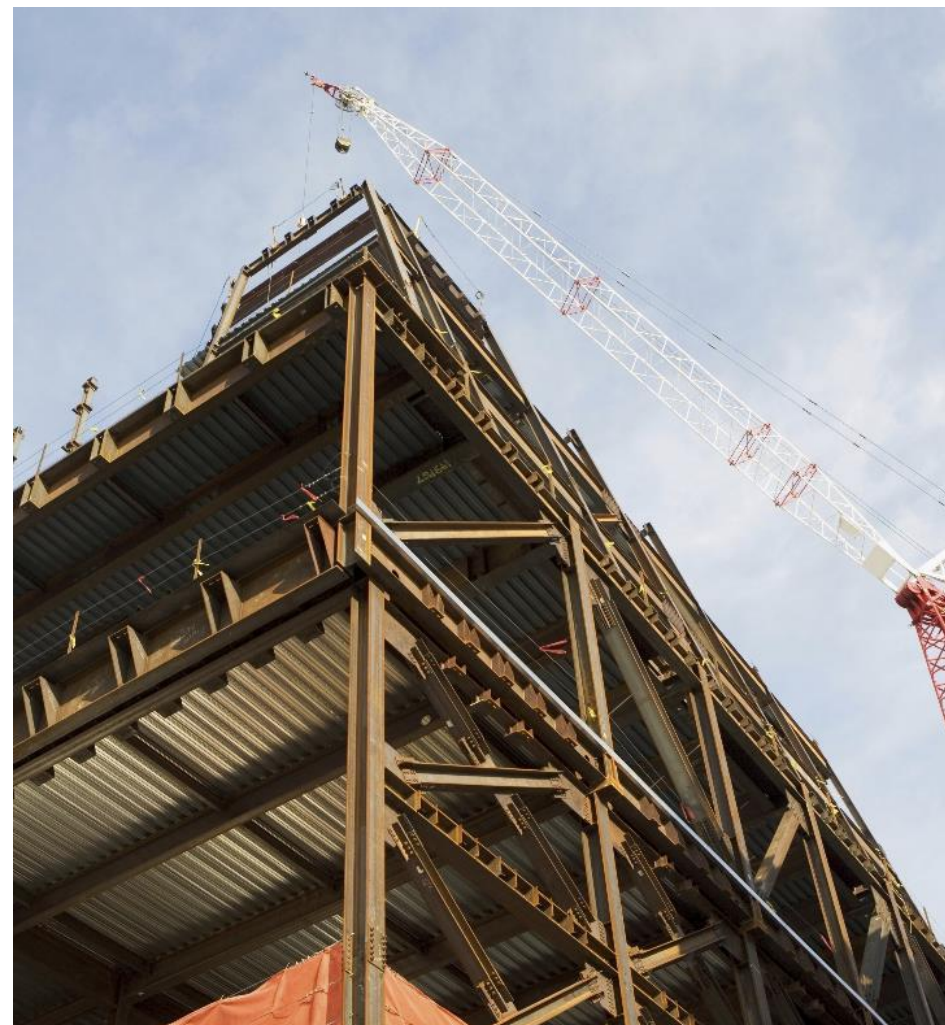
外国契約者が、海外の国境ゲートで引き渡される商品を提供し、買い手が海外の国境ゲートからベトナムへの商品の受領と輸送に関連するすべての責任、費用、リスクを負担する場合（売り手の保証義務を伴う）、外国契約者の収入はベトナムのFCWTの対象とはならない。

(ハノイ税務局発行の2021年5月11日付  
オフィシャルレターNo.15175/CTHN-  
TTHT)

#### インコタームズに基づき、売り手が商品に関するリスクを負担する場合の譲渡された商品に課される外国契約者税

外国契約者がインコタームズに基づいて物品を譲渡し、その物品がベトナム国内に引き渡されるまで売主が物品に関するリスクを負担する場合、この外国契約者はFCWTの対象となる。

(ドンナイ税務署発行の2021年6月10日  
付オフィシャルレター  
No.5615/CTDON-TTHT)



### Contact us

Website: [deloitte.com/vn](https://www.deloitte.com/vn)

Email: [deloittevietnam@deloitte.com](mailto:deloittevietnam@deloitte.com)

*For reference only, not for distribution or sale*

## トレーディング及び 税関

### ガイダンス

#### 90日以内に納税を行わない企業に対する税関の強制執行措置

税関総局は各省の税関当局に対し、90日以上滞納があるすべての企業を調査し、直ちに税金の回収を促進、強制、強要する措置をとるよう要請した。

それに従い「税関手続の停止」の措置については、税関当局は、少なくとも5日前に、企業に通知を送付し、税関のウェブサイト公式に情報が掲載されます。

税務上の債務についての強制執行措置は、企業が税務上の債務を完済した場合、または企業が税務上の債務の分割払い・延長・免除を認められた場合に限って取り下げられる。

税関当局は、企業に「納税通知書」を同時に送付し（納税が30日以上遅れた場合）、企業が自ら自己調査し、申告・納付できるように、税関のウェブサイトで納税額を公表する。

(税関総署発行の2021年6月14日付オフィシャルレターNo.2893/TCHQ-TXNK)

#### 外国原産の情報を事前に印刷したパッケージの輸入が許可される場合

税関総局は、外国の原産地や商標の情報が事前に印刷されたパッケージの輸入禁止は、貿易や消費目的の輸入にのみ適用され、企業の生産活動の為にサービスには適用されないとしている。

ただし、以下のような場合には、外国の原産地や商標の情報が事前に印刷されたパッケージの輸入を許可している。

- 外国の原産地や商標の情報が印刷されたパッケージ（ボトル、瓶、チューブなど）が、輸入されたパッケージの記載と一致する原産地の完成品・半完成品と一緒に輸入され、分離・梱包された後、輸出または国内市場で消費される目的で使用される場合。
- 以前に輸入された破損したパッケージを交換するために、外国の原産地や商標の情報が印刷されたパッケージを輸入する場合。但し、輸入される交換用のパッケージは破損したものと全く同じでなければならない。

(2021年6月21日付税関総局発行のオフィシャルレターNo.3108/TCHQ-GSQLでは、2021年3月2日付のオフィシャルレターNo.974/TCHQ-GSQLにさらに詳細なガイダンスを提供している)



### Contact us

Website: deloitte.com/vn

Email: deloittevietnam@deloitte.com

For reference only, not for distribution or sale



## Contact us



**Phan Vu Hoang**  
Tax Partner  
+84 28 7101 4345  
hoangphan@deloitte.com



**Takaishi Gen**  
Director, Japanese Services Group  
+84 28 710 14342  
gtakaishi@deloitte.com



**Junichi Harada**  
Director, Japanese Services Group  
+84 24 7105 0118  
junharada@deloitte.com



**Takada Koki**  
Manager, Japanese Services Group  
+84 28 710 14587  
ktakada@deloitte.com



**Ito Takahiro**  
Manager, Japanese Services Group  
+84 24 71050 249  
takahito@deloitte.com

### Hanoi Office

15<sup>th</sup> Floor, Vinaconex Building,  
34 Lang Ha Street, Dong Da District,  
Hanoi, Vietnam.  
Tel: +84 24 7105 0000  
Fax: +84 24 6288 5678

### Ho Chi Minh City Office

18<sup>th</sup> Floor, Times Square Building,  
57-69F Dong Khoi Street, District 1,  
Ho Chi Minh City, Vietnam.  
Tel: +84 28 7101 4555  
Fax: +84 28 3910 0750

# Deloitte.



Making an impact since 1991

Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), its global network of member firms, and their related entities (collectively, the “Deloitte organization”). DTTL (also referred to as “Deloitte Global”) and each of its member firms and related entities are legally separate and independent entities, which cannot obligate or bind each other in respect of third parties. DTTL and each DTTL member firm and related entity is liable only for its own acts and omissions, and not those of each other. DTTL does not provide services to clients. Please see [www.deloitte.com/about](http://www.deloitte.com/about) to learn more.

Deloitte Asia Pacific Limited is a company limited by guarantee and a member firm of DTTL. Members of Deloitte Asia Pacific Limited and their related entities, each of which are separate and independent legal entities, provide services from more than 100 cities across the region, including Auckland, Bangkok, Beijing, Hanoi, Hong Kong, Jakarta, Kuala Lumpur, Manila, Melbourne, Osaka, Seoul, Shanghai, Singapore, Sydney, Taipei and Tokyo.

### About Deloitte Vietnam

In Vietnam, services are provided by separate and independent legal entities, each of which may be referred to or known as Deloitte Vietnam.

This communication contains general information only, and none of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), its global network of member firms or their related entities (collectively, the “Deloitte organization”) is, by means of this communication, rendering professional advice or services. Before making any decision or taking any action that may affect your finances or your business, you should consult a qualified professional adviser.

No representations, warranties or undertakings (express or implied) are given as to the accuracy or completeness of the information in this communication, and none of DTTL, its member firms, related entities, employees or agents shall be liable or responsible for any loss or damage whatsoever arising directly or indirectly in connection with any person relying on this communication. DTTL and each of its member firms, and their related entities, are legally separate and independent entities.